



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

平成28年10月より、パート労働者の社会保険加入が義務になりました。

厚生労働省は事業主向けに「厚生年金保険等の被保険者基準の明確化」を文書化しました。それを元に社会保険に入るパート労働者の条件を改めて確認してみます。

1. パート労働者が社会保険に入らなくてはならない条件

1. 被保険者数が**501人以上の会社**に勤めていること。
2. 週に20時間以上働いていること。
3. 月収(交通費など除く)が8万8000円以上であること。
4. 1年以上働く見込みがあること。
5. 学生でないこと。

上記の条件を満たしたパート以外のパート労働者の社会保険加入条件についても明確にしています。会社自体が社会保険に入っていて、週30時間以上(正社員の3/4以上)働く(「おおむね」の文言が削除)パートの人が社会保険に加入する基準です。

2. 中小企業の場合、今回の改正はあまり影響がありませんが将来は解りません。

平成26年の厚生労働省年金局の試算によると約900万人のパート労働者のうち、今回の社会保険に入るパートの対象人数は約25万人とのこと、現時点ではパートで社会保険に入る人は意外と少ないです。

中小企業は今のところ関係ありませんが、中小企業で働くご主人の奥さんが501人以上の会社のパートで働いてみえる場合には、会社も手続き等が必要です。

3. いくらの負担が家計にのしかかるのでしょうか？

例えば、奥さんが上記の条件を満たし、社会保険に入るパート労働者になると、月給8万8000円の中から厚生年金保険料約8000円、健康保険料約5000円が毎月給与から差し引かれます。合計すると年間約16万円の社会保険料負担が生じます。

年収105万(月収8万7000)円までだと、給与から毎月約1万3000円の社会保険料は引かれないので、これが年収106万円になると、年間約16万円が奥さんの給与から引かれてしまい、手取りは90万円以下になってしまいます。

これが「**年収106万円の壁**」です。

4. もらえる年金がいくら増えるのでしょうか？

毎月約8000円の厚生年金保険料は取られますが、月給8万8000円で1年間厚生年金に入っていると、妻の年金は65歳から亡くなるまで、1年間でたった6000円増だけです。年間10万円もの厚生年金をかけて、年間の年金の増加額は、たったの6000円(これも将来減っていくでしょう)ひどい話です。

5. 国はこれ以外にも、メリットとして下記のようなものがあると説明しています。

障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます
医療保険(健康保険)の給付も充実します。